

(公 印 省 略)
令和3年9月10日

保護者様

玉村町教育委員会
教育長 角田 博之

緊急事態宣言延長に伴う学校園の対応について

新型コロナウイルス感染拡大防止に係る夏季休業明け「健康観察期間」の分散登校・登園につきまして、これまで深いご理解と多大なるご協力をいただき、心から感謝申し上げます。

さて、県内において、緊急事態宣言が9月30日まで延長されることとなりました。

玉村町教育委員会では、より一層強い危機感をもって感染防止対策と教育活動の両立を図り、子供たちの健やかな学びを保障してまいります。

つきましては、下記の点をご確認の上、ご家庭においても感染防止対策の徹底にご協力をお願いいたします。

記

1. 登園、登校について

9月13日(月)～感染予防対策を徹底し、通常登校、通常登園とします。

2. 幼児児童生徒及び同居する家族の健康管理について

毎日の検温と健康観察を行い、体調管理をお願いいたします。発熱等の風邪の症状がある場合には、登園、登校を控えるようお願いいたします。また、同居の家族の皆様においても検温や体調確認を行い、家族に風邪症状がみられる場合も登園、登校を控えていただくようお願いいたします。なお、この場合は欠席とはなりません。

3. 家庭内での感染症対策について

現在も、県内で感染力の強い変異株の感染が拡大しており、家族間における感染件数が急増しています。ご家庭においても、手洗い、手指消毒、換気やマスクの適切な着用等の感染症対策の徹底にご協力をお願いいたします。

4. 学校園への連絡について

本人及び同居の家族が、PCR検査等を受けることになった場合や濃厚接触者と特定された場合、感染が確認された場合は、学校園への連絡をお願いします。

なお、土日祝日については、玉村町役場（電話 0270-65-2511）へお願いします。

5. 中学校の部活動について

緊急事態宣言期間中の9月30日（木）まで休止とします。ただし、全国大会、関東大会及びその予選会等に参加する場合は、感染防止対策を徹底した上で、活動計画に基づいた感染リスクの低い必要最小限の活動とします。

<10月1日（金）以降については、感染状況を見極めた上で改めて連絡いたします。>

※上記については、現時点での対応であり、感染状況等により変更することがあります。